

第 18 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成22年10月4日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 18 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成22年10月4日(月曜日)

午前10時 2分開議

午後 0時12分閉会

本日の会議に付した事件

- (1)産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2)有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3)地球温暖化対策に関する件について
- (4)付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 吉 永 和 世
 副委員長 池 田 和 貴
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 倉 重 剛
 委 員 鬼 海 洋 一
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 岩 中 伸 司
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 城 下 広 作
 委 員 井 手 順 雄
 委 員 重 村 栄
 委 員 田 代 国 広
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 湊 上 陽 一
 委 員 浦 田 祐三子
 委 員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄
 次 長 谷 崎 淳 一
 次 長 内 田 安 弘
 次 長 山 本 理
 首席環境生活審議員兼
 環境政策課長 野 田 正 広
 環境政策監兼環境政策課
 環境立県推進室長 家 入 淳
 環境保全課長 松 島 章
 水環境課長 田 代 裕 信
 自然保護課長 岡 部 清 志
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 廃棄物公共関与政策監兼
 廃棄物対策課
 公共関与推進室長 中 島 克 彦
 企画振興部
 政策審議員兼
 交通対策総室課長補佐 横 井 淳 一
 商工観光労働部
 新産業振興局長 真 崎 伸 一
 産業支援課長 高 口 義 幸
 新エネルギー産業振興室長 森 永 政 英
 農林水産部
 次 長 麻 生 秀 則
 次 長 神 戸 和 生
 農林水産政策課
 農林水産政策監 国 枝 玄
 農業技術課長 佐 藤 巖
 園芸課長 城 啓 人
 首席農林水産審議員兼
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男
 森林保全課長 久 保 尋 歳
 水産振興課長 鎌 賀 泰 文

漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
 水産研究センター所長 田 辺 純
 土木部
 総括審議員兼次長 天 野 雄 介
 土木技術管理室長 野 田 善 治
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 上 野 晋 也
 河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 瀧 山 修 市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 平 山 高 志
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀 田 俊 二
 下水環境課長 西 田 浩
 建築課長 坂 口 秀 二
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 平 井 章
 教育委員会事務局
 義務教育課長 谷 口 慶志郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 黒 田 祐 市
 企業審議員兼
 荒瀬ダム撤去準備室長 下 村 弘 之
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 田 上 隆 章

 事務局職員出席者
 政務調査課課長補佐 森 田 学
 議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。ただいまから、第18回環境対策特別委員会を開催します。

執行部を代表して、駒崎環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。執行部を代表いたしまして、冒頭簡潔にごあ

いさつを申し上げます。

環境対策特別委員会におかれましては、3つの調査案件について、熱心な御審議と御指導をいただき、深く感謝申し上げます。

冒頭2点、簡潔に御報告を申し上げます。

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を進めるに当たっては、何よりも地元住民の方々の御不安や御心配を払拭し事業への御理解を得ることが第一でございます。

そのために、検討を重ねまして、今回クローズド無放流型の施設構造にすべきではないかとの考えに至りました。

詳細は、後ほど担当課から説明申し上げますが、今後、こうした施設構造を具体的に示しながら、地元の御理解を得ることを最優先にして取り組みを進めてまいります。

2つ目でございますが、地球温暖化対策につきましましては、現在、県では、地球温暖化対策推進計画の策定を進めております。今後、市町村や県民、事業者の意見を踏まえまして、よりよい計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

本日は、本年度に新たな取り組みを行っている項目を中心に、担当課長から説明を申し上げます。

そのほか、報告事項としまして、八代海の魚類養殖に過去2番目の規模となるシャットネラ赤潮被害が生じたので、それにつきまして説明を予定いたしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉永和世委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3つ目に地球温暖化対

策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、前回委員会からの変更部分について説明をお願いします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

加久廃棄物対策課長。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の加久でございます。

委員会資料の2ページの方をお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備に係る最近の主な取り組み等についてでございます。

1、目的を省略させていただき、最近の取り組み状況から御説明させていただきます。

(1) 住民説明会等の開催状況に記載しておりますように、7月11日には、大場・胡麻草区で住民説明会を開催するとともに、8月6日には、和水町内田区、長小田区の約50名の方々に佐賀県の公共関与施設を視察いただいております。また、8月18日、19日、21日には、地元の住民の方々の御要望もあり、南関町主催による住民説明会が3地区で開催されております。8月20日には、南関町議会全員協議会で事業の状況等を御説明しております。

(2) 環境アセス手続ですが、昨年11月から周辺環境を調査する現地調査に着手しており、本年2月の渇水期に引き続き、南関町米田区、和水町内田・長小田区で豊水期の民家井戸調査等を実施しております。

今後の流れについては、後ほど説明いたし

ます。

(3) 陳情等の状況でございます。

事業の進展等もあつてか、7月から9月にかけてまして、南関町の申し入れを初め、処分場に対するぬぐえない不安から、各種陳情等をお受けしております。

3ページをお願いいたします。

今後の取り組みでございます。

(1) 地元の理解促進から御説明しますが、現時点では、住民説明会で厳しい意見をいただくなど、施設の安全性などの不安から、地元との建設合意に至っていない状況にあります。

現在、環境アセスメント現地調査を実施している旨の御説明をいたしました。現地調査結果が冬、春の半期分得られたことから、近く現地調査の中間報告を取りまとめて地元で説明するとともに、調査結果を踏まえまして環境保全措置を早期に示してまいりたいと考えております。

また、より安全、安心な施設となるよう技術検討を重ねた結果、クローズド無放流型の施設構造とすることが、現地の状況に最も即した安全対策として考えており、こうした施設構造案を地元具体的に示し、御心配に対して一つ一つ丁寧に回答し御理解を求めてまいりたいと考えております。

今御説明しましたクローズド無放流型について、少し内容の概要を御説明いたしたいと思っております。

6ページをお開きください。

クローズド無放流型についてですが、このクローズド無放流型は、処分場を屋根や外壁で覆うもので、屋根等のないオープン型に比べると、建設費等の初期投資が増加するものの、公共の役割としての安全性をより高めることができ、住民の不安を軽減できる施設構造と言えます。

具体的に、クローズド無放流型がどのように地域住民の方々の不安を払拭できるのかと

いう点ですが、幾つか御紹介しますと、漏水による地下水汚染の御心配については、処分場に雨水を流入させず、安定化のため人工散水するため、万が一に漏水が検知された場合も、直ちに散水をとめることで地下水汚染のリスクを排除することができます。また、処理水の放流による河川や水田等の汚染の御心配については、今回河川に放流しないこととしたため、影響はありません。さらに、屋根や壁により密閉されているため、粉じん、悪臭、大気汚染、騒音等を最小限に抑えることができます。

初期投資額は、屋根等の施設構造に建設費がふえるため、基本設計からおおむね10億円前後増加する見込みです。ただし、汚水を処理する浸出水処理施設の規模を小さくできるため、維持管理費を抑制できます。供用開始後の廃棄物処理量の動向にもよりますが、建設費と維持管理費を合わせたトータルコストでは、初期投資額の差をかなり圧縮できると考えております。

なお、当施設は、熊本県環境整備事業団が整備、運営する産業廃棄物施設であり、国、県補助を除き、基本的なコストは排出事業者からの受け入れ料金で賄うこととなります。

今後、さらに具体的な設計を進め、最終処分場の動向を踏まえた施設規模及び収支計画を策定する中で、県負担も含めて詳細を決定していく予定でございます。

いずれにしても、我々としては、この施設構造とすることで住民の御不安の多くにお応えすることができると考えております。今後、具体的に内容を御説明し、御心配に一つ一つ丁寧に回答してまいります。

続きまして、4ページにお戻りください。

参考資料といたしまして、県内の管理型最終処分場の残余容量などについて記載しております。昨年度も、9月の特別委員会で御報告しておりますが、今年度のデータが固まりましたので、時点修正の上、改めて御説明し

ます。

県内の管理型最終処分場の残余容量でございますが、表1に記載しておりますとおり、各種リサイクル法の施行及び産業廃棄物税の導入によりまして、昨年度同様に県内の最終処分量は減少傾向にありましたものの、平成19年から20年度では増加しております。平成20年度の増加は、新幹線関連工事に伴う一時的なものであると分析しておりますし、平成21年度は、平成19年度水準近くまで減少していることから、県内の最終処分量は、今後は横ばい、または緩やかな減少ではないかと予測しています。

また、現在稼働中の処理業者の報告データによると、平成21年度末の県内処分場の残余容量は、平成22年2月に九州産廃が約13.9万立米供用開始したことを受け、約17.2万立米と増加しており、同年度の最終処分量4.7万トンから試算すると、最終処分場の残余年数は3.7年と延びております。

5ページをお願いします。

次に、民間事業者による建設計画でございますが、表2に記載しておりますとおり、許可を受けて建設工事中の管理型最終処分場といたしまして九州産廃の計画がございますが、菊池市と同社の協定によりまして、平成26年度末までで菊池市内における最終処分場を終了することとなっております。

このほか、表3に記載しておりますとおり、将来の処分場建設に向けて、環境影響評価手続中のものとしたしまして、オー・エス収集センターと松山開発の2社の計画がございます。

現在、オー・エスは、環境アセス手続をすべて終了し、施設設置許可申請に向けて熊本市と協議中であり、一方、松山開発は、第1段階の方法書手続が平成19年1月に終了した段階で、その後の具体的な動きが見えない状況でございます。2社ともまだ手続中であり、今後もさまざまな手続が必要でございます。

す。

最終処分場の整備は、供用開始に至るまでさまざまな不確定要素がありますので、県では、産業廃棄物の安定的な処理体制を構築するため、公共関与による最終処分場の整備に取り組んでいるところであります。

今後、5年以上の期間を要することを考慮いたしますと、引き続き計画的かつ着実に事業を実施していくことが極めて重要であると考えております。

最後になりますが、今後、現在行っている実施計画の中で、産業廃棄物の処理動向を踏まえ、年度内には最終的な施設の規模や収支計画等を決定する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 それでは、資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に係る提言における施策等の一覧表でございます。

この一覧表におきまして、アンダーライン、下線を引いております8項目は、平成22年度に新たな取り組みを行ったものでございます。本日は、このアンダーラインのある項目を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして、資料に沿いまして各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

生活排水処理施設の整備促進についてでござ

います。

生活排水処理施設は、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽という4種類の整備手法の中から、それぞれの地域の特性に合った望ましいものを採用するとともに、相互の連携を図りながら整備を進めてきております。

資料の中ほどの2、平成22年度の取り組みの①取り組み予定をごらんください。

下水道事業につきましては、全市町村の約3分の2に当たります29市町が継続して整備を行います。また、農業集落排水施設については、山鹿市など3市町計4地区、漁業集落排水施設については、天草市など2市4地区、浄化槽については、42市町村が浄化槽を設置する個人への補助などを行う予定としております。

次に、②取り組み状況等の1行目をごらんください。

整備の進捗状況の目安として、汚水処理人口普及率という指標を用いております。これは、下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用が可能となった人口を県の総人口で割ったもので、昨年度末時点で78.4%となりました。

全国平均との差は若干ありますが、20年度末と比較しますと、全国の上昇が0.9ポイントであるのに対して、本県では1.9ポイントと、その差は近年着実に縮小してきております。ちなみに、全国の順位で見ますと、全国で26位、九州では、福岡県に次ぎ第2位となっております。

本年度も厳しい財政状況下ではございますが、各市町村には積極的な取り組みをいただいております。年度末には汚水処理人口普及率は80%台に乗るものと思われま。今後も、関係市町村と十分連携を図りながら進めてまいります。

下から2行目をお願いいたします。

生活排水処理施設は、大部分が地面の下に

埋設され、目に触れる機会が少ないこともあり、必ずしも住民の方々の関心が高いとは言えません。効率的な整備を進めていくためには、利用者の理解が重要ですので、下水環境フェアを初めとするイベントなどを通して、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

下水環境課は以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

15ページ、提言項目は、②工場・事業場の排水対策でございます。施策は、上乘せ規制適用区域の設定についてでございます。

これは、ほぼ県全域を規制区域としまして、事業場排水の水質基準を法以上に厳しくしたもので、平成20年4月から施行しております。

本年度の取り組みとしましては、保健所を中心としました立入検査を、本年度424の事業場に対して行う予定でございます。

取り組み状況でございます。

8月末時点で168事業場に立ち入りましてうち、水質基準を超えました5事業場に対して、施設の改善勧告、あるいは排水処理施設の運用ミス等についての厳重注意を行っております。

以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

22ページをお願いいたします。

提言項目は、海域環境への負荷の削減のうち養殖場対策でございます。

施策としましては、漁場改善計画の策定推進と、その着実な実施でございます。

取り組みといたしましては、魚類養殖では、環境負荷を少なくするため、漁場改善計画が着実に実施されるよう、調査、指導を行うものでございます。また、ノリ養殖についても、漁場行使の改善等を盛り込んだ漁場改

善計画の実施について、指導、助言を行うものでございます。

22年度の取り組み状況は、一番下の欄に記載しておりますとおり、魚類養殖については、底質調査の結果等も踏まえ、適正養殖に関する指導等を、これまで23回実施いたしております。また、ノリ養殖については、前漁期の状況を報告するとともに、これからの漁期に向けて、会議や講習会等を通じて、指導、助言、漁場環境調査等に基づく情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

30ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作濡、覆砂、藻場造成等の実施について、中段の2の①の取り組みに記載しておりますけれども、覆砂につきましては、県営事業により、熊本市、宇土市地先において覆砂を実施しております。また、市町村営により、玉名地区と熊本地区において覆砂を終えております。追加経済対策の繰り越し分につきましては、県営事業により、八代市地先、宇城市地先において覆砂を実施中でございます。増殖場、藻場につきましては、県営事業により、天草の2地区で実施しております。海底耕うんとしまして、有明海の水深20メートル程度の海底を耕うんし、クルマエビ等の生息環境の改善について調査を実施しております。

次に、②の取り組み状況について、一覧表にまとめておりますけれども、覆砂につきましては、目標を達成できる進捗で推移しております。海底耕うんにつきましても、継続して進めてまいります。

以上で終わります。

○野田環境政策課長 続きまして、資料31ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、県議会からの提言を受けまして、平成20年1月に海砂利採取削減計画を策定し、20年4月から採取の縮減に取り組んでいるところでございます。

一番下段の②の取り組み状況でございます。

ここに記載しておりますとおり、昨年12月に海砂利採取削減計画の実施初年度でございます平成20年度の有明海域におけます違法採取が摘発されたことに伴いまして、本年7月に行政処分を行いますとともに、県海砂利工業組合に対しまして、砂利採取法及び県海砂利採取削減計画を遵守するよう文書にて指導をして行っております。

なお、有明海域におきましては、違法採取により、平成22年、23年度の採取限量を超える海砂利が採取されたことを受けまして、新たな採取につきましては、本年度、次年度は許認可を行えないということにしているところでございます。

以上でございます。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

32ページをお願いいたします。

法令の遵守、指導でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、海砂利採取の縮減につきまして、違反業者に対する処分を行いました。

最下段の②の取り組み状況（2）の行政処分等の欄をごらんいただきたいと思います。

ことし7月22日付で、砂利採取法に基づきまして、有限会社天佑海運の登録取り消し処分を行いました。また、県一般海域管理条例に基づきまして、同社に対して過料処分を行うとともに、不当利得返還請求を行いました。

以上でございます。

○田辺水産研究センター所長 水産研究センターです。

50ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生の研究の重点化でございます。

今年度も9月16日に開催いたしました、学識経験者、漁業関係者等を評価委員とする研究評価会議を毎年開催いたしまして、水産研究センターが行っている研究調査事業について御審議と評価をいただいているところでございます。

その評価や御意見を反映させながら、2の②に述べておりますけれども、今年度は有明海・八代海再生のための3つの事業について重点的に取り組んでおります。

まず、1点目の赤潮防除技術開発試験については、後の報告事項にも上げておりますが、ことしの赤潮発生時に現場でさまざまな試験を行いました。ポンプやスクリーンなどの渦によるシャットネラの細胞破壊効果が見られたということや、生けすに遮光膜をかぶせ、えさに坑酸剤をまぜて与えることによって、へい死の現象が見られたということが結果として得られております。

また、次ですけれども、近年その現象が顕著でありますアサリやハマグリなどの二枚貝の資源安定化対策や漁場環境の長期的な変動を抑えるためのモニタリング事業などに重点的に取り組んでおります。

以上です。

○鎌賀水産振興課長 52ページをお願いいたします。

提言項目は、諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施でございます。

この取り組み概要といたしましては、県としましては、有明海の環境変化の原因究明のためには、中長期開門調査が必要との認識から、まずは環境アセスメントを早急を実施す

るよう求めてきたところでございます。

22年度も、現在実施されております環境アセスメントの結果に基づき、漁業関係者の不安を払拭する形で、中長期開門調査が確実に実施されるよう、引き続き国の動向を見守りながら、関係県と連携して対応していくこととしております。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 それでは、委員会資料の54ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に対する提言でございます。

一覧表にまとめております。先ほどの有明海等々と一緒にアンダーラインを引いております。ここの9項目が22年度に新たに組みを行ったものでございますので、本日は、この下線がある項目を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、主な取り組みにつきまして、各担当課から順次説明をさせていただきます。

まず、55ページをお願いいたします。

産業・業務その他部門のうち、事業活動における取り組みの推進についてでございます。

取り組み状況につきましては、めくっていただきまして、56ページの方をお願いいたします。

条例につきましては、本年4月から施行をしているところでございます。

2つ目のポツに記載しておりますとおり、中小企業者に対する補助制度を7月からスタートさせております。

また、その下のポツにございますアドバイザー派遣制度を8月からスタートしたところ

でございます。

なお、補助金の更新制は、資料には応募状況ゼロ件と記載しておりますが、先般申請が1件ございまして、現在審査を行っているという状況でございます。

4つ目のポツでございますが、10月1日から建築物環境配慮制度もスタートしており、制度の円滑な導入のため、7月から講習会等を行っている状況でございます。

以上でございます。

○横井交通対策総室政策審議員 交通対策総室でございます。

57ページの運輸部門の（2）公共交通機関の利用促進について、本年度の取り組みを御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

（1）ノーマイカー通勤運動の強化等のうち、主な取り組みとして、丸の2つ目、休日ファミリー割引について御説明いたします。

括弧書きで小児運賃無料化社会実験とありますように、バス、電車の子供運賃を無料にする社会実験でございます。

目的は2つありまして、1つは、子供連れ家族に公共交通機関利用の動機づけを図ることでございます。もう一つは、少し長期的な目標になりますけれども、子供たちにバスなどに乗る機会を与えることによって将来の利用へつなげるということでございます。

去る9月18日から10月17日までの1カ月間、土曜、日曜、祝日に、県内全域の路線バスと市電、電鉄の電車において、大人1人に同伴する子供3人までを無料にしております。これまで、ほかの府県でも若干の先行事例はありますけれども、県下全域を対象にした無料化実験というのは全国初の取り組みでございます。

当総室は以上でございます。

○平山都市計画課土木審議員 都市計画課で

ございます。

資料の60ページをお願いいたします。

③乗り継ぎの円滑化の取り組み状況について御説明いたします。

まず、利用促進に向けた取り組みですが、県のホームページにおいて、駐車場の毎月のあき状況を更新し、県民に広くPRを行っております。

表に示したとおり、7月31日現在、実証実験1カ所を含む9カ所において取り組んでおり、駐車可能台数は537台、契約台数283台、稼働率は53%でございます。

次に、普及促進に向けた取り組みですが、平成22年7月に熊本電鉄が北熊本でパーク・アンド・ライドを新たに開始いたしました。また、宇土市において、JR宇土駅でのパーク・アンド・ライドの設置に向け、関係機関と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○野田環境政策課長 続いて、資料の61ページをお願いいたします。

家庭部門(3)の家庭における取り組みの強化についてでございます。

22年度の取り組みにつきましては、めくっていただきまして、62ページをお願いいたします。

62ページ、下段の方にございます(2)の家庭部門と他部門の連携による取り組みの推進でございます。

この丸印にございます、くまもとEcoプロジェクト推進事業の実施につきまして、中小規模事業者による自主的なCO₂の削減としまして、本年度は58事業者から約7,900トンの登録がございました。これは、約1,600世帯が1年間に排出する温室効果ガスの量に相当するものでございます。これを受けまして、環境活動団体による補助金交付申請が8団体ございまして、4団体に交付決定を行ったところでございます。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

63ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

ページをおめくりいただきまして、平成22年度の取り組み、64ページでございます。

平成22年度の取り組み予定でございますが、森林所有者の負担軽減といたしまして、定額の助成事業として、作業道、間伐等の助成を継続的に実施すること、企業等の森づくりの促進では、企業・法人等との協働の森づくり指針のPRに努めながら、企業等の森づくりを積極的に支援すること、県有林をモデルとして、国のJ-VER制度による二酸化炭素吸収量のクレジットを取得することとしております。

取り組み状況でございますが、次の65ページでございます。

森林所有者の負担軽減対策といたしまして、既に関係市町村や森林組合等との関係者への各事業の説明を実施し、事業主体において事業の着手がなされている状況でございます。

企業等との森づくりの促進といたしまして、企業や森林所有者等に対して、企業・法人等との森づくり指針の説明会を9月、10月に開催しております。また、県有林の二酸化炭素吸収量のクレジット取得につきましては、年度内のクレジット認証を目指し、書類提出等の手続を行っているところでございます。

森林整備課関係は以上でございます。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 2～3質問をいたします。

一般の一般質問で、内野議員の質問に対して知事が答弁されております。その中で、処理処分場の型がクローズド無放流型ということが1つ説明ありました。それと同時に、この計画を進めていく場合に、地元の理解が第一ということを明確に答弁されました。今の部長のあいさつの中でも、その旨の報告がありました。

そこで、ちょっと質問しますけれども、このクローズド無放流型というのは、現時点において、最終的な施設の構造といたしますか、そういう認識でいいのか。

2点目、これを用いると約10億円増加ということになっておりますけれども、この10億円の増加の根拠といたしますか、どのくらい詰めた計算をされているのか、それが2点目。

もう1点は、地元の理解が第一という、この地元の理解というのを、どのように具体的に認識すればいいのか。

その3点について、ちょっと質問いたします。

○中島公共関与推進室長 ただいまの御質問に公共関与推進室の方からお答えをさせていただきます。

現在のクローズド無放流型は、最終的な構造と認識してよいのかという、まず第1点の質問でございますが、現時点では、こういう考え方をとるに至ったということで、この考え方で地元の説明をしてみたいと思っております。

それから、10億円の増加でございますが、これは、現在基本計画でこれまで45万立米といたしておりましたが、それに並ぶ、それに匹敵するようなスケールのものに屋根をかけるとすると、おおよそ10億円程度ふえるんじゃないかということで、これはコンサルを入れて積算をしておりますが、今後、この容量

については、廃棄物の動向等を十分見きわめまして、果たしてどれくらいの規模が適当なのか、さらに詰めていきたいと思っておりますので、この10億円は少し動いていく可能性もございます。今あらあらの計算だということで御認識をいただきたいと思っております。

それから、3点目の地元の理解についてでございますが、今回、これはある意味大きな方針転換だと考えております。先ほど課長の方から御説明申し上げましたように、多くの御不安が払拭できるものと思っております。

特に、水関係については、相当御不安が払拭できるものと思っております。もちろん、これですべて地元の不安が100%解消できると思っておりますが、大きな材料になると思っておりますので、この施設構造の説明を今後地元に入りまして丁寧に説明をし、住民の御不安の払拭に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○吉田忠道委員 今回の施設の規模的には、この説明書を見ますと、調整槽の容量が2万立方から700立方となっておりますよね。そうしますと、大体28分の1ぐらいになっちゃうんですけれども、そういうことでもこの値段というのはまだ変動予想があるということを開きましたけれども、この700立方メートルの調整槽ということ念頭のことなのか1つと、またもう少し規模が大きくなるのか、それから、地元の理解というのが、まだいまいち非常に漠然としておりまして、例えば6割の方、7割の方、8割の方が理解を示されたという、そういうことは具体的に言えないのか、それと、今の状況で、今年度末で協定書を結ぶような計画になっておりますけれども、理解を得られたとして、そういう今のこれまでの計画年表で、もうあと半年しかないのに、今の状況で計画どおりに進む見込みが

あるのか、その点をもう一回質問したいと思
います。

○中島公共関与推進室長 先生の今の調整槽
の容量は、これをもとに算出しているのかと
いうことですが、そのとおりでございます。
この部分を含んだところでございます。

○吉永和世委員長 もうちょっとわかりやす
く……。

○中島公共関与推進室長 済みません、失礼
しました、訂正をいたします。

屋根をかける分で約10億増加いたします
が、反面、屋根をかけることによって、この
調整槽、水処理施設の方が安く上がってまい
りますので、それと、その後の水処理の経
費、イニシャルコスト、ランニングコストを
足していきますと、そう大きくは変わってこ
ないという、今あらあらの試算を内部では持
っておりますので、10億増加するというの
は、初期投資が10億増加するということでご
ざいまして、その初期投資増加分は、その後
の水処理施設及び水処理のランニングコスト
である程度解消していくというような思いで
おります。

それから、地元の理解の割合が6割、7割
どれくらいあるのかというような御質問です
けれども、これは済みません、まだパーセン
ト、数字ではわかりません。まだまだそうい
う割合の御了解ではないと思っております。

もちろん、御理解を示しておられる方もい
らっしゃいますけれども、相対的にはやはり
まだ反対の御意向だと思っておりますので、
先生がいつか決まり文句のようにとおっしゃ
られましたけれども、また一つ一つ、今度
は、この材料を持って、地元に入って丁寧に
丁寧に御説明をしてみたいと思っております。

それから、スケジュールでございますが、

確かに先生御指摘のように厳しいスケジュー
ルになっておるとは思いますが、目標として
は、このスケジュールを達成するように、そ
ういうふうに努力をしてみたいと思っ
ておりますので、ここでこのスケジュールを変
えるとか、そういうつもりはございません。
あくまでも大変短いスケジュールになってお
りますけれども、このスケジュールを達成で
きるように努力をしてみたいと思ってお
ります。

以上です。

○吉田忠道委員 コストの面でもう一回確認
したいんですけども、今の状態で屋根型を
つけるというだけで約10億ふえるというよう
な説明だったと思えますけれども……（「は
い」と呼ぶ者あり）そして、ランニングコス
ト等をやれば、最終的にはとんとんになる
というような話ですが、それは、まだ今のと
ころ調整槽の規模が、この700立方メートルに
対する規模というのがどのくらいかよくわか
らないんですけども、それもこれから当然
計算されていくと思えますが、ランニングコ
ストで大体とんとんになるというのは、何年
ぐらいを見ておられるんですか。

○中島公共関与推進室長 15年ないし20年程
度ということで……。

○吉田忠道委員 15ないし20……。

○中島公共関与推進室長 はい。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 先日の一般質問の中で、こ
の案が出てきまして、ある意味ではびっくり
しながら、一つの前進するための方法であ
れば、それはいいことだなというふうに思
いました。

ただ、今お話がありましたように、問題は、この費用の問題ですよね。それで、インシヤルコストは10億ぐらい、この方針を変更することによってふえるけれども、しかし、今、ランニングコスト、それで相殺すれば逆にマイナスになるんですよというお話がありました。これは非常に重要な問題だというふうに思うんですね。といいますのが、利用料の問題、今後そこに搬入をする場合の搬入単価に影響する話ですから、非常に重要な問題だというふうに思っています。

それで、我々も、突然あの中で、この方針変更についてお聞きしたわけですが、きょう議論するときに、その辺をもう少し詳しく質問したいというふうに思っているんですが、どの程度まで研究されて、どの程度の状況の中で今提案をされているのかということがわからなければ、今お話があったように、まだ細かにしておりませんということですよ。そうすると、細かにしていない中で、インシヤルコスト、ランニングコストを相殺すると逆にマイナスになるんですよというようなことが、どこまで我々としても詰めて質問できるかどうかというのを、私も非常にちゅうちょしているんです。

まず、その点を、どの程度、どれくらいの時期から、この問題の検討を始めたということについては、いかがでしょうか。したがって、どの程度ここで詰めた議論をすべきかということをお聞きしたいと思っております。

○中島公共関与推進室長 このクローズドの考え方につきましては、以前からオープン型と並行して事務方としては持っておりましたが、本当に考え出したのは、この1年内でございます。

というのは、住民説明会、あるいは御意見、あるいは最近の漁協、それから両町の陳

情、申し入れ等を受けまして、そういう御心配に真摯にこたえるためには、どのような形がいいんだろうかというようなことで詰め始めまして、さまざまな御不安を払拭するための一つの施設構造として、このクローズド無放流型の考え方をとりたいということで詰めてまいりましたが、先生おっしゃるように、金額的な詰めにつきましては、まだまだこの後、果たして今基本計画で45万立米といたしておりますが、この後、埋め立て容量等は、さらに詳細を詰めていく必要があるかと思っておりますので、その容量等に従いまして、最終的な規模あるいは建設費等を含む収支計画を決定していきたいと思っておりますので、この部分については、またしかるべき時期に御相談なり御報告を申し上げたいと思っております。

○鬼海洋一委員 非常にアバウトな状況での提案だというふうに思うんですね。このランニングコストがどれくらいになるかということにつきましても、まだほとんど示されていない状況、具体的にはですね。ですから、非常にその点を心配しています、率直に言ってですね。

10億ということでは提案があった、あるいは、そのインシヤルコストを相殺できるようなランニングコストがどれくらいなのかということについては、今のところまだ具体的ではないですから、言葉としては、相殺できます、マイナスですという話ですけれども、この辺は、やっぱりできるだけ早い時期に、ある程度の試算に基づいて我々が判断できるような状況にさせていただくことが大事ではないかというふうに思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思っております。

それから、残余容量が、これは過去、城下先生あたりからも何度も御指摘がありましたけれども、大体これまでの過去の見通しの中で変わってくるんですよ。あと2年しか

いというふうな話が、極端に言うと2年しても余り変わらないような残余容量ですね。

これが、今回非常に大きな問題は、九州産廃がああいうぐあいにより一部供用開始をするという状況になりました。しかし、依然として九州産廃については菊池市との間で紛争を抱えながら今走っている状況でありまして、この九州産廃が、菊池市との間での現在の話し合いといいますか、表に出ているような3.7年というのがありますけれども、これがこのとおりに県下の廃棄物処理というのが可能なかどうかという現状について、少しお話をいただきたいと思います。

○加久廃棄物対策課長 九州産廃につきましては、現在、菊池市と26年度末で最終処分場を終了するというところで協定を結んでおります。これにつきましては、一度九州産廃側の方から白紙撤回という話もございましたけれども、菊池市といたしましては、協定書の有効性を求めて民事調停を打つということを考えておられます。

まだその時期については、現在のところはっきり明言はされておられませんけれども、いずれにいたしましても、この民事調停をもって協定の有効性を確認して、それで最終的には26年度末での終了ということをきちんとさせたいということでございます。

○鬼海洋一委員 この話し合いについては、つまり利用期限を圧縮する、圧縮した部分の費用負担をというようなことで県も入ってこの中での調整がなされてきたというふうに思うんですけれども、そうすると、今お話のとおり、26年までは、現状の利用についてはほとんど問題ないような状況でできますということを考えていいわけですか。

○加久廃棄物対策課長 こちらといたしましても、その協定の有効性を認識しております

ので、そのつもりで考えております。

○鬼海洋一委員 その話し合いの中で、ちゃんと県も入ってその約束をとっているということですね。

○加久廃棄物対策課長 協定の立会人になっております。

○鬼海洋一委員 わかりました。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

今、鬼海委員さんからお話の中で、まだアバウトであると、クローズド型が。そうした場合は、住民説明会はどういった説明をするんですかという話でしたね。

基本的に、こういう建物で、これだけ雨水が来ません、こういう水処理をします、そういうのは、ぴしゃっとした施設をこういう形でつくりますよということが前提で住民説明会が成り立つと思うんです。ただ単に、屋根をつけました、雨水が入りません、それで環境によございますということで理解を求めるなんていったら、住民の方々が、余りにもアバウトで、どのくらい処理をするのかというのわからない、そういう中で住民説明会を行うということで、どうもそこ辺のインパクトがないのかなというふうな思いがします。

そうした場合は、どういった施設をこういう形でつくります、予算が幾らですという時期が来て、それから住民説明会というような形が私は筋じゃなかろうかと思いますが、いかがでしょう。

○中島公共関与推進室長 先ほど申し上げましたように、まだまだ地元は反対の状況でございます。今理解を求めるために一生懸命努力をいたしておりますが、最終的な予算詰めができますのは、もうしばらくかかりま

す。

したがいまして、今先生御指摘いただきましたけれども、今回採用しましたといいますか考えに至りました、このクローズド無放流型のメリットをもって住民の皆様へ御説明をし、御理解の促進に努めていきたいというふうに考えております。予算規模は、完全にはまだ詰まっておりますけれども、住民の皆様方の数々の御不安は丁寧に説明していけば払拭していけるものと思っております。

○井手順雄委員 それで、私的には住民が納得しないと思うんですよ。どういうのをつくるのか全然わからない。屋根があって、屋根だけが10億、今度は下をコンクリでまいたら10億、20億かかると、そういうこともわからない。そういうことで、こういうクローズドにしたら安全ですよというようなことだけでの住民説明会、これはインパクトが全然ないし、理解も得られない、でき上がった形もわからない、そういうことじゃ、私はいけないと思うんですね。

結局、クローズド型に変更になったと、これで住民説明会をしていきたいということであれば、この施設はこういうものをつくりますというのを早期に出して、幾らぐらいかかります、水処理はこうします、建物を基準として、そこから住民説明会をしていった方が私は筋じゃなかろうかというふうに思いますので、要望です。

○倉重剛委員 説明の中で、住民説明会を開催した中で佐賀県の公共関与を視察したとありますね。これは、どういうのを視察したの、まず。これは、クローズド型ですか、オープンですか。そういうのを含めて、場所、結果どういう反応があったか、説明者に対して、地元の人たちの。

○中島公共関与推進室長 これは佐賀県の公

共関与視察ということですが、具体にはクリーンパーク佐賀という佐賀県の財団、いわゆる公共関与で設置したものです、オープン型でございます。オープンの処分場でございます。参加された住民の方のアンケートの反応は、処分場についてはよくわかったと、ただ、熊本県の処分場については、いろいろまだ不安が払拭されていないので、丁寧に説明してくれというようなことで、視察自体には好意的に受けとめておられます。

○倉重剛委員 説明の6ページ、一般廃棄物処分場で臼杵市のクローズド型が載っていますね。こういうのは、百聞は一見にしかずという言葉があるじゃない。こういうことを提示して、よく見せてあげると、非常に厳しい地元説得に大きな——今の井手委員の話じゃないけれども、わかりやすいんじゃないかという気がするわけ。この規模は、どの程度の規模なの、熊本県が考えている規模と比較をして。

○中島公共関与推進室長 この今写真に載せておりますのは、約7万立米でございますので、うちの計画規模からすると相当小さい施設でございます。

○倉重剛委員 わかった。だとするならばね、もどに戻ると、住民の皆さんと一緒に佐賀県の施設を見てきたという効果というものと、規模的には小さいのかもわからないけれども、このクローズド型という現物がここにあるわけだから、これを選択した方がずっと効果的じゃなかったかという気がするわけですよ。だから、ただ単に、地元説明会を形式的な形でやっているんじゃないかという、そういう見方ができる、正直言ってね。しかし、現実的には、クローズド型でやろうという決めた時間差がどうだったか、わからないけれども、こういう具体性のあるやつを

見せてあげた方が効率的じゃないですか、どうですか。

○中島公共関与推進室長 先生おっしゃるとおりでございます。ただ、今先生がおっしゃった時間差でございますが、最終的に視察と我々がクローズドを採用した時間というのは、視察の方が先でございましたので、残念ながら……。

○倉重剛委員 そういうふうがいい方に解釈してあげているんだけど、説明の中でそういうことが出てこないものだからね。

以上です。

○駒崎環境生活部長 まだ御質問があるかと思いますが、たくさんの要素が出てきておりますので、一たん要約して補足をさせていただきたいと思います。

まず、一般廃棄物の処分場、これは比較的小規模ですので、屋根をかけたクローズド型というのが既に出てきておりまして、熊本県内にも1カ所ございます。

そうした意味で、倉重先生からお話がありましたように、クローズド型というのを決定した以上、決定といいますか、そういう方式を模索するという方針を出しました以上は、今後の見学については、そうした施設を使うということが百聞は一見にしかずということになるかと思えます。

井手先生からもお話がありましたけれども、実施設計を完璧にやり終えてから地元説明に入るかというところは、なかなか難しいところもございますので、段階を踏んでお話をし、地元の声をたくさんいただきながら実施設計につないでいきたいと思えます。そうした意味で、今実施設計でこういうものをつくるという目に見える形でお示しできない分は、既存の施設を見ていただくということで幾らかカバーできないかと考えておりま

す。

それでは、なぜ長い間検討してきたクローズド型が今回の発表に至ったかということでございますが、産業廃棄物の処理場は、数十万立米ということで比較的大きなものでございますので、これまでのところクローズド型で稼働している例はございませんでした。

現在のところ、高知県がクローズド型で建設を始めておられます。鹿児島県が、やはりクローズド型で、これは80万立米を超える規模かと聞いておりますが、構想を立てておられまして、近々具体的な入札に入るといふような情報を得ております。

そうした中で、大規模な産廃処分場であっても、技術的にクローズド型、屋根をかけるということが出てまいりましたので、現実的な選択として検討を行ってまいりまして、この1年近くは相当検討を重ねてまいったところでございます。

ただ、安易にクローズド型というのを地元の方々にも申し上げなかったのは、県として、たくさんの費用の増加になる、あるいは技術的に困難というような状況で、においはかがせたものの実現しないということになっては、ますます地元の方から不信を買うことになってまいりますので、我々として、ある程度の見通しがつくまでは、安易にクローズド型という提案はいたしてこなかったところでございます。

かなりアバウトな詰め段階ではないかという御指摘も多々ございました。まだ十分詰め切れてないのは確かでございますけれども、10億程度という額も、全くの――机の上の計算ではあるんですけども、全くつかみで計算したということではなくて、土木部の技術職員の能力とそれからコンサルなどの力もかりまして試算をいたしております。

その10億の負担を県が直接全額かぶるといふことになると、県財政が大変厳しい折、そういう選択がいいのかということにな

りますが、その点につきましては、この建設段階のインシャルコストにつきましては国の補助金もございます。費用の半分につきましては、国の補助金と県の補助金というのを受けて、環境整備事業団と言っておりますが、財団がつくることになりますので、増加した分も補助対象になるように努力してまいります。仮に10億程度の増加になっても、4分の1県から支援をいただく分がふえるということになります。4分の1は、国からの補助金、そして、残り2分の1は、財団自体が借入れをして償還をしていくということになる借入金で事業を行います。

その借入金を返す際にどうかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、雨水がどんどん入ってきますと、その流れ込んだ水を、産業廃棄物を通過して流れてきた雨水を処理する必要があるでございますので、たくさん水を処理する必要があるございますが、屋根をかけておきますと、雨水は処理せずに普通の状態で河川に流します。

それから、中のごみ処分場に入りましたごみの安定化のために水をまきますけれども、これは人工的にまくものですので、いわばホースで水をまくという状態に近いわけですから、その量は随分抑制できますので、その分の維持管理費が安くつくということで、通常産業廃棄物の処分場は20年前後というふうに理解しておりますので、20年程度予定どおり操業すれば、維持管理費が安くなった分で10億程度の費用もカバーできる、むしろ県が出す分が仮に4分の1の2.5億だとしますと、2.5億の県負担は十分カバーできる額だというふうに考えてとったということでございます。全く根拠のない数字でアバウトな試算をしているということではございません。

それから、最後に、残余容量が随分動いていくということでございますが、平成12年末に残余容量の試算をしましたときには、大体年に10万立米ぐらい産業廃棄物が出てくると

いう見込みを立てました。ただ、それからしばらくは年に13万立米ぐらい出ましたから、県が見込んだ試算よりも早いスピードで残余容量が減っていくというような状況がございましたけれども、その後、リサイクル法の施行などによりまして、産業廃棄物をごみとして出すというのが随分減ってまいりまして、7万立米あたりになりました後、今後数年間は新幹線の排土など特殊な要因を除きますと、もうそれは済んでおるんですけれども、そうした要因で若干ふえた時期を除きますと、4.5万立米、正確には4.3万立米ぐらいではないかと見込んでおります。

そうした見込み数字が変わってくるということと、民間の処分場が多少の増設計画があつて部分的に実現していくものですから、その見込みよりもごみの出方が減ってきたという部分と、民間処分場が、少しずつではありますけれども、増設が実現しているという2つの要素があつて、残余容量の数字が少し動いていっているという状況でございます。

ただ、いずれにしても、大規模な何十万立米という民間処分場が今後どんどんできていくということは期待できませんので、公共関与の形で安全なモデル的な処分場をつくりまして、県民の方々に安心感を与える、そして産業廃棄物の処分場は怖くないという印象まで獲得することができれば、さらに民間の処分場あるいはさらなる公共関与の処分場ということで安定的な処理体制につなぐことができるのではないかと考えております。そうした長期的な視野で今回の方針に踏み切ったというところでございます。

とりあえず、これまでの御質問に対して、まとめて補足をさせていただきました。

○上田泰弘委員 詳しい説明をありがとうございました。1つこれで質問が減りました。

ちょっと解せないというかあれが、今まで、この特別委員会で、要はオープン型の議

論で今までやってきたと思うんですけども、何の説明もなしに一般質問で知事が答えられた、いきなりそれが表に出た、何のための議論だったのかなというふうな思いもありますので、例えばそういうのを知事が出されるときには、少なくともこの環境の特別委員会の委員さんには何らかの説明があってもよかったんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○駒崎環境生活部長 その点は、申しわけなく思います。先ほど申し上げましたように、クローズド型にするという事柄を——クローズド型にするという言い方は、ちょっと断定的に過ぎるかもしれませんが、クローズド無放流型という、そういう施設構造を、県として具体的なものとして掲げて地元説明に入るという方針を決めました段階で、委員会の皆様方にきちんと御説明すべきという判断もありました。

しかしながら、私どもとしましては、最終的には一番心配されておられるのは地元の方でございましたし、直接副知事のところにたくさんの方が陳情においでになったりしまして、一番心配して悩んでおられる、そして陳情にもおいでになった方々に、真っ先にお答えするのかなと。

議会での説明ということを通じて間接的にクローズド型という形が地元の方に伝わると、地元の方を二の次にしているという印象になるのかなという懸念を持ちまして、最終的にぎりぎりまで悩みましたけれども、地元の方々に真っ先に御説明するというので、実は、南関町と和水町の町長さんたちには、当日の朝、議会が始まる前に副知事から直接連絡をいたしております。そのほかの方々にすべてというふうにはいきませんでしたので、それぞれの首長さんに真っ先に御連絡を差し上げて、本日知事からこういう発表をいたします、たくさんのお心配、御迷惑をおか

けておりますと、おわびを兼ねて御連絡をしたところでございます。その後、本会議の終了後、直ちに関係職員が地元に行きまして、若干の資料も使いながら、クローズド無放流というのはどういうものであるかということも早速お話をしたところでございます。

十分な事前の御説明ができなくて申しわけございません。今後、十分取り扱いには気をつけてまいります。

○浦田祐三子委員 いろいろ説明いただきましたけれども、私も、9月30日の知事の答弁で、非常に地元の方の理解がまた一歩進んだんじゃないかなというふうに期待をしたんですけども、今いろいろお話を聞いていく中で、施設の状況も完璧に煮詰まっているわけじゃないということでしたけれども、本当に施設ももちろん大事かと思っておりますけれども、今まで南関町の方であったりいろんな方から私のところでお話を伺った中で、8月に地元住民説明会をされていますよね。そこに参加をされた方が心配をしていらっしゃったんですけども、とにかく説明会になっていなかったということで、本当に地元住民の方は全く不安が払拭されていない、または本当に敏感になっていらっしゃるといった状況で、ここまで言っているのかわかりませんが、本当に先ほど部長がおっしゃったように、町長あたり、町に対しての物すごく厳しい御意見が出ているということで、その方は町長を心配されてお話を持ってこられました。一番大事なところというのは、やはりきちんとした説明を丁寧にしていくことだとおっしゃいましたけれども、本当にお一人お一人の方に一人でも十分な理解をしていただけるように、ひざを突き詰めてでもやっていただければと思います。

先ほど施設の他県の視察のお話も出ましたが、薩摩川内市の方にも視察に行かれているかと思っております、町の方で。その中で、

やっぱり市の方には、地元の方から一切苦情が出ていないという。それは何でかといったら、やっぱり県の職員さんが一生懸命、その必死さ、熱意が十分に伝わってきたという、そういった取り組みをされていらっしゃる。

だから、もう少し——頑張っていたいでいるのはわかっているんですけども、もう一步踏み込んだところで、地元の方が十分な安心感を持てるような、そういった説明をしていただければというふうに思っております。これは要望でございます。よろしくお願いたします。

○吉永和世委員長 要望ですね。

○浦田祐三子委員 はい。

○岩中伸司委員 私も本会議の答弁を聞いてびっくりした一人ですが、これで結局この45万立米のやつをつくらんとすれば、もうすごく大きな施設だと思いながら、そんな巨大な屋根をかぶせることが具体的に進んでいくのかなというようなことと同時に、そうやれば完璧にこれは住民の不安は取り除かれて進んでいくんじゃないかというのを一方では思いましたが、このクローズド型というのを一番最初に発案されたのは、住民の要望の中とかどうなのか、その辺ちょっと一番最初の根拠を伺いたいんですが。

○中島公共関与推進室長 クローズドという考え方自体は、行政の方で一つの考え方としては持っておりました。住民の方から要望を受けて、そして私どもが気づいて検討を始めたということではありません。従来から、オープンするときから、クローズドをするしないは別にして、そういう施設があると、施設の考え方があるというのは承知をいたしておりました。

○岩中伸司委員 だとすると、住民説明会、私は、意外とこの南関の施設についてはスムーズにいつているのかなというふうな印象も持ってたんですね。住民の反対が際立ったところとは若干違うなど、そういう努力は県としてされてるなというのは思ってたんですけども、ここに至って急遽こういう形になったというのは、地元との協定をなかなかこれは結べないんじゃないか、このままじゃやっぱり解決しないという、そういう判断があったわけですかね。

○中島公共関与推進室長 住民説明会を通して、地域の具体の要望、御心配をひしひしと感じまして、それから最近の漁協あるいは両町の陳情、申し入れを受けまして、これはやはり一番最大の地元の御不安は水、地下水の問題でございます。この御不安を払拭するためには、やはりどういった具体の対応をとったらいのかと真剣に考えました結果、これまで申し上げますように、クローズド無放流にした方が一番適当ではないかという結論に至ったということでございます。

○岩中伸司委員 これは、完璧に私も、ある意味じゃ安全性が保たれる最高の、今の段階では、私は想像もつかない形だったので、先ほど部長も、私どもからすると議会軽視の部分もかなり問題としてあるにしても、やっぱり地域の住民、特に反対をされている当該の人たちを最も大切に解決をしていって、この公共関与の施設を早急につくり上げていくという、そういう筋書きの中からこのクローズド型というのが選定されたとすれば、これはまだ具体的に、地元住民の中には、じっくり——今議会で初めて出た問題ですから、なされてないと思うんですね。ですから、この辺は、しっかりこれをやれば、私はほぼ100%に近い形でまとまっていくなんじゃないかというふうに思います。

一方、私が心配するのは、お金の問題、財政の問題も心配するが、部長の答弁で4分の1程度、2億5,000万程度ということで、それもランニングコストで取り返すということですが、どうもその辺は私は専門家でないので微妙なところはわかりませんが、ぜひやっぱり必要な施設ということなので、一気に早目に解決しなきゃいかぬというふうに思います。ずっと延ばしとったら延ばすほど解決しにくいんじゃないかと思しますので、その辺をしっかりと説明をなされるように要望しておきます。

○吉田忠道委員 確認だけです。

クローズド型に進めるということからすると、平成18年に基本構想というのが出されておりますけれども、この基本構想が大きく変わってくるのか、ただ屋根をつけるだけだから余り大きくは変わらないのか、その付近の見通しをちょっと——これは何十ページとあるものですから、ちょっとわからないんですけども、確認。

○駒崎環境生活部長 結論から申し上げますと、基本構想そのものまでを変えるものではございません。民間処分場と公共との役割分担という基本的な枠組み、考え方は変わりませんし、県内の適切な候補地134カ所から始まりまして、徐々に絞り込んでここまでに至っておりますけれども、その中で南関町を第1番目の候補地とするということも変わっておりません。ただ、より地元の方に安心いただける施設構造にするということを考えていることですので、基本構想を具体化するに当たっての選択肢の一つだというふうに受け取っていただきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○中原隆博委員 先ほど来、御説明があつて

おりますように、6ページの中で、住民の不安の代表的なものだけでもこれだけあるわけですよ。南関、そして和木、そしてまた玉名市の一部を、それぞれの公共関与の場所として指定されてあるわけですので、足かけこれはもう5年以上になるわけですね。

そんな中で、主だった代表的なものだけでも、先ほど来それぞれの先生方からお話があるように、これだけのものがある。そして、地域住民の方々は、これがこういう形でもしできるならば、子や孫の代に100年先まで禍根を残すというような非常に強い思いがあります。

それと同時に、私たちが想像している以上に、この環境問題に対して非常に勉強もなされているし、ここに書いてありますように、じゃあ水田はどうなるんだ、農作物に対する影響はどうなんだとか、井戸に対する影響はどうなんだとか、100年先を見据えたこの公共関与で、完全にそれは自分たちが納得するものでなければならぬというような意識が非常に強いというふうに私は認識いたしております。

そんな中で、このクローズド無放流型という場合に、④にありますように、粉じんとか悪臭、大気汚染とか騒音等を最小限に抑えるとなっておりますね。最小限に抑えるということは、完璧じゃないということです。だから、このクローズド型というのを、それぞれ不安を払拭するために、ほぼ完璧に近い状態で説明に入らないと、これは押し戻される可能性というのが非常に大きいと思います。

だから、地域住民に対する皆様方の御意向を十分納得していただくというのはもちろんのことですけれども、首長さんとか議会とか、そういったところに常にアプローチをとりながら総合的にまとめていかなければ、ここ1～2年で解決はできないんじゃないかというふうに私は認識しているんです。

その点どうでしょうか。

○中島公共関与推進室長 まさに先生がおっしゃるとおりだと思います。私も思います。もちろん、地元町、それから代表区長、いわゆるキーパーソンの方々とも十分に連携をとりまして、理解促進に努めてまいりたいと思います。

それから、今先生がおっしゃったように、心配事は、ここに書いてある心配事だけじゃありません。まだほかにもたくさんございます。今後、クローズドにいたしましても、その心配事が100%解消されるわけでもないと思っております。

ただ、一つの大きな有効な材料でございますので、これを私たちは携えて、これから理解促進に努めてまいりたいと思いますが、その他の心配事についても、あわせて丁寧に説明して、とにかく一日でも早い御納得をちょうだいするために努力してまいりたいと思っております。

○渡辺利男委員 最後に1ついいですか。

素朴な質問ですけれども、ちょっと意地悪な質問になるかもしれませんが、南関町がだめだったらもう次はないというぐらいの気持ちで臨まないかぬ問題で、やっぱり最初から誠心誠意そのとき考えられる最善の策を提示していかないかぬというふうに思います。

今度のクローズド無放流型というのは、私たちから見ても、ああこれならばいいのではないかなと思うし、住民の不安もかなりの部分払拭できるのではないかと思いますし、当初10億円高くかかっても長い目で見ればとんとんだというなら、こんないい話はないわけで、それなら最初から何でこういう案を提示しなかったのかなと、住民の反対が続かなければ結局オープンで行ったのかなというふうに思ってしまう面もあるわけですよ。

だから、何か相手の出方をうかがいながら小出しにしているようなうがった見方もできないわけじゃありませんので、まだ反対が続けば部長のポケットからまた違うものが出てくるのかなという思いもしますけれども、やはりさっき部長の話で、においをかがせるだけではちょっとどういうことなのかわからぬという——研究はされていたんでしょうけれども、しかし、これだけ日本全国あるいは世界じゅうで廃棄物問題が論じられている中で、これくらいの案はもう当初から当然想定されたであろうというふうに私は思うんですけれども、その点どうなのでしょう。どうして最初からこういう案が提示できなかったのかということですね。

○駒崎環境生活部長 大変厳しい御指摘でございます。渡辺委員がおっしゃるような見方が出てくるかもしれません。報道の方もいらっしゃると思いますので、もう一度きちんと申し上げたいと思いますけれども、クローズド型という方法があり得るということは、1年以上前から我々は情報としては承知しておりました。

しかしながら、いずれも一般廃棄物処分場の数万立米程度の比較的小さなものでございます。屋根をかけるにしても、柱を立てずに、ここの6ページの写真にありますように、ごみを入れ込む穴ぼこみみたいなところの両側に柱を立ててかけるというやり方は、一定程度大きさ、幅にも技術的に制限がかかりますので、産業廃棄物のように数十万立米のところではできるのかというところがございました。

その場合のコストの増加が、金に糸目をつけずということであればできるかもしれませんが、それでは恐らく産廃処分場としては経営的に成り立たないわけで、今後の民間処分場を含めた産廃処分場のモデル的なものをつくるという意味でも、採算を度外視し

たものであつてはモデルになり得ないのかなというところもございました。

そこから、渡辺委員からも御紹介ありましたけれども、地元の方にクローズド型もあり得るというにおいだけさせて、結果的にはコストの面でとても無理なのでやはりオープン型で行きますというふうなことになるのはいけないので、ある程度見込みがつくまでは、我々としては軽々に口にしなかったということでございます。

これまで、民間の産廃処分場、それから公共関与、全国で20数の都道府県で30以上の公共関与の施設がございますけれども、現在稼働しているものは全部オープン型でございます。オープン型でありましても、河川への悪影響とか、そうしたトラブルは1件も出てきておりません。少なくとも公共関与で行っている産廃処分場で地下水や河川を汚染しているという事例はございませんので、オープン型でも技術的には十分安全だというふうな気持ちはございました。その関係でオープン型を我々は当初選択しましたし、説明をしてきたということでございます。

ただ、一方で、クローズド型が高知県や鹿児島県で現実に出てきておりまして、技術的にも可能だし、金額の面でも採算性のとれ得るという範囲内の費用の増加で済むのではないかという見通しが具体化してまいりまして、かなり現実的なものと考えてに至りましたので決めたということでございます。決して地元との駆け引きで、反対がなければ安いもので済ませて、反対が強いから少し金額のかさむものという、そういう駆け引きで決定したということではございません。そこは繰り返しになりますが、御説明させていただいて、御理解を賜りたいと思います。

○浦田祐三子委員 申しわけありません、最後に1点だけ。

9月30日にああやって発表があつてから、

地元の方では、かなり——恐らく地域の住民の方は新聞報道でだけしか情報が全く入ってきてないというふうに思っているんですけども、今後どのようにされるおつもりでしょうか。何か話によれば、10日に町の地元の説明会があるというふうに伺っていますけれども、どのように対応されるのか、教えていただけますか。

○中島公共関与推進室長 今先生がお話しになった10日の日は、県は呼ばれておりませんので、むしろ来るなというようなことでございますので、それは町の方でやられるのだろうと思いますが、先生がおっしゃいましたように、まだ町の町長さん方にお伝えをただけでございますので、この後関係地域の住民説明会の日程を調整いたしまして、順次入っていきたく思っております。これまで同様に説明を尽くしてまいりたいと思っておりますが、今月中には日程を調整してやりたいと思っております。

○浦田祐三子委員 時間がたてばたつほど、これまでの経緯を見ましても、恐らくいろんな感情が入ってきて、またちょっと話がややこしくなってくる可能性も十分あると思うんです。ですので、できるだけ早急に地元へ誠意のある御対応をしていただきますようお願いいたします。

○吉永和世委員長 よろしいですか。

○倉重剛委員 ちょっとメッセージだけ。

極めて熊本県の行政というのは他県追従型で、他県の様子を見てやるという雰囲気が強かったと思うんですよ。この件については、先進県です、これは。ぜひ、そういう意味では、心からほめておきます。したがって、頑張ってください。

以上。

○吉永和世委員長 オープン型の無放流型というのもしかあるはずですよ。そういう中でも、今回クローズドは全く屋根をつけてやるということですから、本当に多分最先端の処分場だろうというふうに思いますので、自信を持って地域の方々に御説明して理解を得られるように、ぜひ頑張ってくださいというふうにお願い申し上げます。

それでは、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと思いますが、質疑はございませんか。

○上田泰弘委員 資料の32ページをお願いします。

産業支援課になりますかね、高口課長さんのところですかね。

これは問題になりました違法なあれですけども、天佑海運に対して登録取り消し処分云々というような処分を科されていますけれども、これは素直に言うことを聞かれて粛々と進んでいるのかどうか、まず1点です。

それと、もう1社申請されて、結局砂利の採取はもうしてはいけませんと言われた濱祥というような会社があったと思いますけれども、そこはその後どうされたのか、それは、はいわかりましたということで納得されて、もう引き下がられているのかどうか、その2点をちょっと質問させていただきます。

○高口産業支援課長 砂利採取の違反にかかわる御質問でございます。

まず、登録取り消しを行いました業者に対しましてのその後の動きでございますが、これにつきましては、私どもの登録取り消しに対しましては、7月17日付で、知事に対してその処分の不服の異議申し立てが行われております。それから、過料の処分を河川課の方でしておりますが、これに対しても同日付で

異議の申し立てが行われております。

それから、もう1点、不認可等といたしました業者に対するその後の動きでございますが、これは3つございます。

まず、私どもが所管しております砂利採取法についてでございますけれども、これは手続上、公害等調整委員会というところに不服の裁定申請が行われることになっております。これについて、マスコミ等に発表してございましたが、8月31日付で、その裁定申請がなされたというふうに聞いております。本県の当課の方に通常は副本が送ってくるんですけれども、まだこちらの方には届いてない状況でございます。

それから、もう1つ、県の一般海域管理条例に基づきまして、不許可といたしました。これにつきましては、国土交通大臣に対して審査請求をできることになっておりますが、これにつきましても、7月17日付で審査請求がなされたというふうにこちらも聞いております。

また、水産振興課が所管しておりますが、岩礁破碎の行為に関します部分についても不許可といたしておりますが、これにつきましては、農林水産大臣あてに9月15日付で審査請求が行われたというふうに聞いております。

以上でございます。

○上田泰弘委員 なかなかスムーズには進んでないのかなというような思いがあります。

そこで、ちょっとこれは聞いた話なんですけれども、1つは、これも国だと思っておりますけれども、3件国に対して申請されていますね。不服の審査請求と、あと裁定審査をされていますけれども、これは会社が直接されているのでしょうか。ちょっと聞いたんですけれども、代理人、弁護士あたりを入れてされているという話なんですけれども、これはどういう方がなされているのでしょうか。

○鎌賀水産振興課長 それぞれ3件の不服審査申し立ても、まだ正式な手続に入っておりませんで、詳細な資料はまだこちらに届いていない状況なんです。農林水産大臣あての審査請求の詳細がわかりませんでしたので、水産庁に問い合わせて簡単な概要だけ送っていただいております。その中では、会社の社長と2人の弁護士が代理人として名前を書いてございました。

以上です。

○上田泰弘委員 これは、2人の弁護士というのは、名前はわかりますか。

○鎌賀水産振興課長 松野信夫弁護士と園田昭人弁護士ということになっております。

以上です。

○吉永和世委員長 2人目はだれですか、はっきり……。

○鎌賀水産振興課長 園田あきひとと読むのか、あきとと読むのか、わかりませんが……。

○上田泰弘委員 今、松野信夫さんと出たのは、これは国会議員の松野信夫さんなんですかね。

○鎌賀水産振興課長 だと思います、推測ですが。弁護士事務所の名前と御本人の名前しか書いてございませんけれども。

○上田泰弘委員 今のが農林水産大臣あてのやつですよ。あと2件は、ちょっとまだわからないということなんですけれども、これは、例えば国に対してそういう不服の審査請求をされるのに、ある程度国に対してやっぱり影響力がある方が弁護人でつくというの

は、これは別に違法ではないんでしょうけれども、どうなんですかね。これは別に問題はないわけでしょうか。

○鎌賀水産振興課長 具体的な手続にはまだ入っておりませんので、何とも言えないところがございすけれども、弁護士という資格で代理人に立たれているということですので、そこは……（上田泰弘委員「問題はないということですね」と呼ぶ）特に問題があるとは存じておりません。

○吉永和世委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○鬼海洋一委員 簡単なことで、30ページの覆砂ですが、これは、県営覆砂はどういう一—例えば4地域から、漁協から要請があったり、あるいは地域から要求があったりということで、この中で覆砂事業の選定をされるんでしょうか。簡単なことですがけれども。

○尾山漁港漁場整備課長 地元の漁業者からの要請と、それから負担金が市町村にありますので、市町村の要望を踏まえて、それから国の方との協議、それから予算の範囲というのは限られていますので、その辺等国とも協議しながら、できるだけ漁業者の要望にこたえられるように、位置選定から場所、面積あたりを計画しております。

○鬼海洋一委員 それでは、この19年度から26年度までの八代市及び宇城市地先というのがありますが、これは市の方からの要請でしょうか。

○尾山漁港漁場整備課長 これにつきましては、負担金がない経済対策の分ということで、国の方からも当時事業費が結構あったということで、県の方も負担金がほとんどない

ということで、有明海や八代海の方に経済対策分を充てたということでもあります。

○鬼海洋一委員 どこからの要望だったんでしょうということをお聞きしているわけ……。

○尾山漁港漁場整備課長 要望としては、県から国の方に要望をしております。

○鬼海洋一委員 宇城市を選定した理由というか……。

○尾山漁港漁場整備課長 宇城市は、従来県事業としてやっていなかったということもありまして、地元の要望もあるということで上げております。

○鬼海洋一委員 わかりました。よろしくどうぞお願いします。

○吉永和世委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 質問する前に、委員長初め農林水産部長に赤潮の勉強をしていただき、設営をしていただきまして感謝申し上げたいと思います。

有八の特措法ができて、もう十数年になるんですが、この間にどのくらいの予算を県内で——先ほども説明がありましたが、事業はいろいろやっているんですけれども、どのくらい金を使っていますか。

○家入環境立県推進室長 環境立県推進室からお答えいたします。

特措法ができて、15年以降の事業費につきましては、ほぼ毎年15年から18年までは200億程度、それから19年、20年、21年、22年につきましては、それぞれ185億、182億、170億、それから今年度が140億ということで

推移しております。

○西岡勝成委員 それは、熊本県だけ。

○家入環境立県推進室長 県分です。

○西岡勝成委員 赤潮は、いろいろな事業をやっているんで、それが直接赤潮被害対策とは思わないのですが、平成12年に40億、これは八代海、それと平成21年に33億、平成22年に53億、これは長島町も入っていますので、八代海の中の。それだけの大きな被害がまだ出よるんですね、実際。

私は、去年の赤潮——これは7月30日に一般質問をしたときにも、先生方には後で地図を配ってもいいんですけども、有明海がこの真っ赤なやつですよ。それが飛び出てからこの八代海に入り込んできた。これは一目瞭然でわかるんですが、これだけの赤潮が発生しているのに、県は諫早湾の排水量を私が聞くまで全く把握をしてなかったんですよ。それは、大変私は——量的には有明海に排出する量の10分の1ぐらいだろうというような計算をしてありますけれども、質的には2倍から10倍悪いんですよ、隣とか窒素の量からすると。それを私が執行部に聞いて、そして長崎県かどこかに聞いても、えらい長くかかった。

こういうことで、諫早湾の排水量、南北両門から大雨のとき排出するんですけれども、その量さえ把握してないというのは、私は本当に執行部の怠慢だと思いますけれども、その辺はどうですかね。

○家入環境立県推進室長 今委員御指摘いただきましたように、各種調査を行っております、またデータもとっておるんですが、御指摘にもありましたとおり、それらを総合してはつきり分析して対策につなげていくという部分が不十分な点もあったかと思っております。

で、今後それらのデータを総合的に分析し、今後の対策によりつなげていくようにしたいと思えます。

○西岡勝成委員 これは、やっぱり水産課とも十分連携をとってやっていかないと、私は、この赤潮の警報を見たばかりでも、有明海から押し寄せるとするという実態がよくわかるんですけども、八代海にも球磨川という1級河川がありますので、いろいろな諸条件が重なればまた違った赤潮あたりも発生するんでしょうけれども、シャットネラの赤潮というのは、やっぱり元凶は諫早湾が多いんじゃないかと、強いんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺の調査——また、この前も九州の研究センターからおみえいただいておりますけれども、他県とも連携をとって、ぜひ早目の対策なりをしていかないといいと思います。

そこで、1つ質問ですが、シャットネラとかコックロディニウム、また貝あたりのヘテロカプサあたり、赤潮はいろいろな種類があって発生条件もそれぞれ違うんでしょうけれども、平成12年の御所浦を中心にしたコックロディニウムの赤潮では、今度いかれなかったタイとか、いろいろな魚もいっぺんにやられたんですよね。そういう種類によって、影響を受ける死に至らしめる種類が違います。影響も違うんですけども、シャットネラとコックロディニウムは、どういう発生条件で違うんですか。

○鎌賀水産振興課長 これまで、シャットネラもコックロディニウムも、それぞれ被害を与えておまして、過去最大の被害を与えましたコックロディニウム、平成12年ですか、発生しておりますけれども、ずっと赤潮の関係で水産研究センターが調査をやっております。いろんな調査をやっておりますけれども、なぜコックロディニウムなのか、なぜシ

ャットネラなのか、そこのところはまだ具体的にわかっておりません。

国の方も、ことしから、独立行政法人の水産総合研究センターですけれども、プロジェクトを組んで赤潮の発生原因などについて取り組んでいくということですので、それに期待をしたいと考えております。

以上です。

○西岡勝成委員 何せ平成12年と21、22年で126億ですよ、八代海での被害が。これは、熊本県の漁業の総生産が大体400億弱ですから、物すごい金額ですよ。農業にしたら、私は大変な大問題だと思いますよ。もうちょっとやっぱりこれは国にも強く要望しながら、各県と連携をとりながらやっていかないと、もう熊本県で魚類養殖は成り立たなくなってしまうので、ぜひ連携をとりながら原因究明と対策に頑張っていただきたいと思えます。

以上。

○吉永和世委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 今の件で、諫早湾の締め切り堤防、これを開放して調査をするということは長年我々も要求しながら取り組んできているわけですが、つい最近、佐賀の知事が農水大臣の方にそれを要望するという、こういう状況もあるわけですが、県としては、具体的にこの問題に対する取り組みは、今現段階でどういう状況——知事がこれらのことについて何か取り組みをいただくということがあっているかどうかということと、それから、ぜひ委員長にお願いしたいというふうに思うのですが、改めてもう一回我々熊本県としても、この堤防を開放して調査をするという、こういう要求を、特にせんだつての西岡先生の一般質問を聞きながら、やっぱりもう少し我々もめり張りをつけてこの問題に

取り組むべきじゃないかというふうに改めて思いました。その辺も、何らかの対応をしていただければいいんじゃないかと。

後でまた報告もあっているわけですから、その中でも申し上げようと思っておりましたが、今出ましたので、この際申し上げておきたいと思います。

○井手順雄委員 関連。

漁業関係の組合長さんあたりの会議等に私もよく出て、そういう諫早湾のことについて協議をやっているわけでありますけれども、県漁連としても、開門調査を早くやってくださいと熊本県のスタンスと同じなんです、しかしながら、今西岡先生の方から話がありました、開門すれば必ず中から富栄養化したものが出てきます。

そのときに、開門はしていいんですけども、いわゆる環境アセス、これを十分にやっていただいて、もしそのときに出てきたやつで赤潮が発生した、魚うろこ系、二枚貝、またノリ系に甚大な被害が出てきた、この分の担保をしてくれ、保障をしてくれと、まずそこができてからの開門調査だよというようなことは、県漁連の方からちゃんと佐賀県、福岡県の方にも申し入れをしているという状況ですので、ただ単に開門調査を早期にしてくださいという問題だけじゃないんですね。それはやっていただきたいんですけども、それにかかわる今の話を、ぜひとも環境アセスでもんでいただいて具体化してくださいと、それからの開門調査ですよというようなことですので、ここで言っときます。

以上です。

○吉永和世委員長 では、今後また検討してはっきりした方向性を出せるように、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○高口産業支援課長 先ほど上田先生の御質問にお答えして回答したことで、ちょっと日にちを間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど、違反業者、それから不認可業者から出てまいりました異議申し立て、不服申し立てにつきまして、私は7月と申し上げましたが、9月の間違いでございましたので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。

それでは、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 地球温暖化の関連で、私は現状がよくわからないんですけども、CO2削減に対して、目標に対して今熊本県の現状がどのようにあるのかと、そしてその現状が目標を達成しているのか、してないのか、達成してないとするならば、その対策はどう考えているのかが、質問の1点です。

それから、2点目が、先ほどの説明資料の中で、県として、条例は昨年度制定されましたけれども、それに基づく熊本県地球温暖化対策推進計画の策定、これは年度内の策定を出すということなんですが、これは法律とも関係しとると思うのですが、法律は、これは衆議院通過だけで、結局廃案になっていますよね。この付近は、どのように対応される予定なのか、この2点をちょっと……。

○家入環境立県推進室長 環境立県推進室からお答えいたします。

まず、県の温室効果ガスの排出の現状につきましては、ただいま2007年の確定値というのが出ておるのですが、県内の排出量の総合計が1,278万トンということで、これは京都

議定書等にも定めてあります基準年である1990年と比べますと14.7%増加しております。現在の計画では、基準年比6%削減ということで取り組んでおりますので、それからするとかかなり伸びておるといことです。

基準年比6%ということからしますと、2012年までに14.7%増加ということと6%の削減ということからいきますと、20.7%基準年より下げなければいけないんですが、熊本県の森林による二酸化炭素吸収分、これは8.1%と見込んでおりますが、それを差し引きましても12.6%の排出削減が必要という、状況としては非常に厳しい状況となっております。

それから、2点目の御質問の地球温暖化推進計画につきましてですが、これにつきましては、ただいま策定作業を進めておるのですが、その中で、削減目標につきましては、先ほどお話もありましたように、国の方で温対の基本法、さきの通常国会に提案してあったんですが、これが審議未了で廃案となっております。今臨時国会に同じような内容で提案されるというふうには聞いておりますが、国といたしましては、昨年国連の会議で総理が申しまして、廃案になりました温暖化の基本法にも盛り込んでありました25%削減というようなことで進めていくということで聞いておりますので、それを受けまして、県として、どういった目標設定をすべきかということで、今事業者の皆さんとか県民の皆さん、それから有識者の皆さんの御意見も聞きながら、検討いたしておるところです。

ただ、目標設定につきましては、国の方の25%といいますのは、国と県の違いといいますと、森林の吸収分というのは両方あるのですが、国の場合は、排出権取引といたしまして、国同士で排出権を超えた分を取引するというような制度が使えるのですが、県段階ではそういった取引というのがございませんので、削減分と吸収分だけでどれぐらいの目標

を設定するかということになっております。

それから、昨年条例を検討しているときにも、事業者の皆さんから高い目標を設定することについてはいろいろ御意見をたくさんいただいておりますので、そこは事業者の皆さんの意見等も踏まえながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

○吉田忠道委員 削減の目標に対する現状が非常に厳しいということは聞いておりますけれども、その中でも、特に家庭部門の排出が非常に伸びが大きいということで前回報告があつたと思えますけれども、これについては、現状はやっぱり同じような状況なのか、少しは効果が出てきよるのか、その付近はどうですか。

○家入環境立県推進室長 家庭部門といたしましては、県内人口はほとんど伸びていないのですが、世帯数がかなり伸びております。ここ10年で約10万世帯ぐらい伸びておりました、家電の大型化等もございまして、いろんな省エネタイプの家電はふえているのですが、電気使用量もふえているというようなことで、そちらの方は、特に私どもは県民総ぐるみ運動ということで、重点的な目標としまして、エネルギー使用の削減を呼びかけているところでございます。

それから、もう1つ、排出量の算定につきまして、ただいま検討しておりますのが、そういったことで人口が余り変わらないのに世帯数がふえたということになりますと、1世帯当たりの構成人員も少なくなっているということが考えられますので、そういった場合に、算出方法はほとんど7～8年前から同じような方法をやっておりますが、そういったことも反映すべきではないかとか、あと、製造品出荷額に基づいた排出量の算定につきましても、最近はかなり産業界の努力でエネルギー使用量等も減っておりますので、そうい

ったことをもうちょっと反映できないかという
ことで、より実態に即したような形での排
出量算定の検討を行っているところでござい
ます。

○吉永和世委員長 ほかに。

○渡辺利男委員 1点だけすみません。

温暖化防止の計画の中で、交通対策総室が
先ほど言われました小児運賃無料化の社会実
験ですね。約1カ月間の土日祝日ですけれど
も、私は、環境教育という視点からも非常に
いいことだなと思います。小さいころからな
るべく公共交通機関に乗る癖をつけるという
のは非常にいいことで、頑張っていたきたい
と思います。

この間、いかにマイカーへの依存を減らす
かという質問をいたしましたけれども、その
中でちょっと気がついた点を申し上げたいと
思うのですが、自動車依存度は、通勤通学、
買い物で何で移動するかとなると、マイカー
はどんどん上がっていく、公共交通依存はど
んどん減っていく。

もう1つ、歩いて動くというのも相当減っ
てきているんですね、数字を見ますと。昭和
48年度は、歩いてそういうのをやるという人
は37.8%、その10年後が26.2%、平成9年、
その10年後は17.6%ですから、その後パー
セント調査はあっていませんけれども、相当数
また減っているだろうと思うんですね。

東京、大阪あたりは、地下鉄の乗り場まで
20分以上平気でみんな早足で歩きますよね。
ところが、熊本都市圏あたりを見ますと、バ
ス停まで5分ぐらいの人は乗るけれども、そ
れ以上の人はちょっと遠かかって言うて車に
乗ったりするわけですよ。非常にやっぱり歩
いて移動というのが減ってきているというふ
うに思います。

健康福祉部あたりとも連携をして、もう少
し歩いて移動しようといいますが、歩く運動

も推進計画の中に取り入れたらどうかと思
いますけれども、いかがでしょうか。

○家入環境立県推進室長 取り組みの推進に
つきましては、やはり動機づけという分で、
より取り組んでいただけるような普及啓発の
仕方というのが重要になるかと思えますの
で、今委員の方から御提案のあったようなや
り方についても、私どもも考えておりますの
で、いい方法があればどんどん取り入れてま
いりたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。な
ければ、報告事項に移ります。

執行部から説明をお願いいたします。

八代海でのシャットネラ赤潮被害につい
て。

鎌賀水産振興課長。

○鎌賀水産振興課長 資料は、八代海でのシ
ャットネラ赤潮被害についてでございます。

関係課3課ございますけれども、私の方か
らまとめて御説明をしたいと思います。

まず、今回の赤潮の経過と被害状況でござ
います。

去る6月24日には有明海で、翌25日には八
代海で魚類に有害なシャットネラの細胞数が
警報レベルに達しまして、その後、天草地域
の魚類養殖業に大きな被害をもたらしており
ます。

その被害は、8月9日に警報を解除するま
での間に、表にも記載しておりますとおり、
ブリを主体としまして、約108万尾が死滅し
まして、約16億円の被害となり、3年続き
で、しかも過去2番目の大きなものとなって
おります。

2の今回の発生原因でございますが、こと
し5月下旬にまとまった降雨によりまして栄
養塩が供給され、その後、日照時間の急な減
少によりまして、栄養分の面では、競合しま

す珪藻プランクトンがふえない状況というようなかで、昨年の赤潮の後に広域に広がったかなりの量のシャットネラのシストが水温の上昇とともに発芽、増殖したものと考えております。

次のページ、3の今回の発生の特徴及び被害拡大の要因についてでございます。

ことしは、例年に比べ発生時期が早く、八代海北部に加え、八代海の各地で同時多発的に発生し増殖したという特徴がございます。このため、本年度新規事業として支援をいたしました粘土散布や水研センターの対策技術も十分な効果を上げることができないまま被害が拡大したといった状況でございます。

4番目、赤潮被害を受けた方々への支援策でございますが、今回の9月補正予算でお願いをしております支援策の内容を表にまとめております。

まず、緊急を要する支援として、死んだ養殖魚の処理経費や養殖業者の方々の運転資金等、金融面での支援を行うこととしております。さらに、経営再開に向けた支援策としまして、表の下から2番目ですが、新たな養殖魚、中間魚といいますが、その購入費の補助を行うこととしております。また、赤潮被害を回避するために、海域環境調査等を実施して、新規漁場の可能性を検討していくこととしております。

次に、国に対する要望活動でございますが、まず、7月29日に政府提案を行っております。また、8月11日には、鹿児島県、長崎県両県の知事と合同で、また、あわせて県議会議長等とも連名で、赤潮被害の激甚災害指定、もしくは指定に準ずる財政支援など、8項目について要望を行っております。

最後に、6番として、赤潮対策についての研究の進捗状況でございます。

先ほど水産研究センターから報告がありましたので、重複しますので、簡潔に報告をいたしたいと思っております。

水産研究センターでは、今年度から、国の研究機関、大学とも協力しながら、特に現場試験に力を入れております。大きく分けて2つの手法について試験を行っております。

まず、1つ目は、シャットネラの細胞を破砕する方法として、資料の中で記載しておりますが、③のポンプの渦を利用した細胞破砕、これに一定の効果が見られております。また、2番目として、大きな2つ目として、魚のへい死を防止する手法としまして、シャットネラの細胞の少ない海水をくみ上げてブリを飼育する方法で効果が見られております。さらに、養殖業者に提案し協力を求めまして現場で行った手法では、遮光幕を設置して抗酸化物質をまぜたえさを与えることでへい死が減少する効果が見られております。

今後も、より効果的で養殖業者が実際に活用できる手法とするため、改善を加えていくこととしております。

次の4ページ、5ページには、今回の赤潮の発生状況を10日ごとにまとめて記載しております。

6月1日から20日まで、1番目、2番目の図、これでは細胞は1細胞ぐらいでございますけれども、6月の下旬に入って警報を発令して、7月の中旬には、有明海、八代海とも数千細胞、数万細胞のプランクトン、細胞の状態に増殖をしております。このころから養殖魚の死亡が始まったという状況でございます。

簡単ですが、報告を終わります。

○吉永和世委員長 ただいま報告がございましたけれども、報告について質疑はございませんか。

○井手順雄委員 2ページなんですけど、今9月補正でもろもろ要求されておりますけれども、この中で、緊急を要するというようなことで、養殖魚の処理というところで400万上

がっておりますが、これは、総事業費というか、全部処理するのに基本的には幾らぐらいかかるんですかね、これ。

○鎌賀水産振興課長 これは市が処理をしておりますけれども、約1,200万円弱ということで、その3分の1を県が補助するというごことをお願いをしたいと考えております。

○井手順雄委員 それと、またここに基金協会の損失補償というような形で5,000万。私、この基金協会の理事をやっているんですけども、今全般的に、漁業者というか養殖業者さん、ほとんど全員が全員大変窮地に立っておられます。貸借対照表とかああいうのを見せていただきますと、もうこれは大丈夫かなというところまで皆さん来ておられます。

そういう中で、借入れをせなえさ代がない、稚魚を買う金がないというような中で、もう本当に悪循環になってきている状況にあるというようなことは、もう皆さん方も認識されておりますけれども、数字的な意味でも実際そうなんです。基本的に、天草も、西岡先生もいらっしゃいますけれども、養殖魚をばんと大々的に宣伝してやっておられるところも台所は本当に厳しいと、こういう状況なんです。

そういう中で、県のいろんな補正の中でいろんな事業に対して予算づけをされておりますけれども、この程度じゃ焼け石に水なんです。もうちょっと、先ほどの話の中でやりましたように、これは農政でいうならば口蹄疫のような問題なんです。に対して、これだけの若干の予算しか補正をつけていただけないと。国、また市町村あたりもつけていただきますけれども、私は、それじゃもう到底これは、養殖業者はことし来年までもてるかなというのを大変危惧しております。

そういう中で、あらかたの抜本策といいま

すか、そういったのを、やはり県の事業として、単県ですたい、何なっと出していただけるような対策をしていかぬと、これは熊本県の水産というのが根本から崩れてしまうんですけれどもね。

その辺は、もうわかります、事情は。県の事情はよくわかりますけれども、漁業者からの立場から言うならば、何とかしてくれと。ここに来て、本当そういう状況です。で、この赤潮が発生すると。何もなかったっちゃきつかとところに、この赤潮ですよ。やっぱりここは抜本対策というのを、部長、どやんか何かありませんでしょうかね。部長お願いします、総括。

○吉永和世委員長 総括でお願いします。

○駒崎環境生活部長 予算にかかわることでありまして、環境生活部長としてはなかなかお答えが難しくなる部分がございますけれども、特別委員会として御発言がございましたので、県執行部全体として受けとめて、今後の対応に努力するように、関係部局にも私から申し伝えたいと思います。

○西岡勝成委員 毎年あつては困るんですけども、死魚ですよ、ことしも何千トンという死魚を超法規的に埋めているんですよ。これは捨てればごみですけども、使えば資源で、有八特措法あたりで、そういう何かタンクといいますか、をつくつといて、その中で置いとけば自然に分解して、これはもう農業あたりの本当にいい肥料になるわけですよ。

そういうことも、ぜひ国との協議の中で――これは本当にもったいない資源なんです。よ、利用すれば。今のところ超法規的に埋め込んでいますけれども、口蹄疫あたりと違うわけですからね。もともと病気じゃない魚なので、これをもうちょっと利活用する方法も

ぜひ考えて——タンクを置いとけば、後は分解するような液剤とかそういうものを入れていけば、後で使えると思うんですね。そういうことも、ひとつぜひ考えてください。これは要望でいいです。

○吉永和世委員長 要望ですので、よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

○池田和貴委員 済みません、ちょっと関連して。

赤潮に関連してですが、先ほど井手先生の方から御指摘もありました。また西岡先生もずっとこの件にかかわっていただいておりますが、今回は2年連続でこういう大きな被害が出たということで、県や国の方で動いていただいたということで、これは非常にありがたいと思っているのですが、しかし、実際赤潮が出て被害が出なかったとしても、赤潮被害に備えるために、漁業者の人たちは、えさどめが有効だということでえさをとめられます。えさをとめてしまうと、これは魚はやせ細っていくわけですね。例え被害を受けなかったとしても、再出荷しようとする、小さくなった魚のために、さらにまたもとに戻すためにえさをやらんばいかぬとかというようなこともあるわけですよ。

本来、赤潮被害が起こらなくても、漁業者の人たちは、そういう赤潮が出ただけでえどめをして、そのための影響というのがずっと残るんですね。えどめをした後、またさらにえさをやって魚を大きくしたとしても、その魚が本当に高値で売れるかどうかというのは、また別問題として残っているわけで、実際に被害額が出なかったとしても、やはり赤潮警報が出て、それに対して漁業者が備えているということは、そういう苦労もあって、実際に目に見えないような漁業者としての負担増が出てくるということも、ぜひ皆

さん方には頭の中に入れていただきたいというふうに思います。これはもう要望でございます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第18回環境対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

なお、委員の先生方は、連絡事項がございますので、しばらくお残りいただければと思います。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長